

## 体育施設利用について

### 1 体育館の利用

授業並びに各種行事の場合には、規定の「体育館シューズ」を用いる。(部活動で使用するときには部活動専用のシューズを用いてもよい)

飲食物の持ち込みを禁止する。(但し、水筒やフタのあるペットボトルなどは可とする。)

消火器・警報器など防火装置には非常の場合以外に手を触れない。

施設使用後は、清掃・消灯を確認して戸締まりする。

### 2 トレーニング室の利用

使用する者は顧問の了解を得て、体育準備室にある使用簿に記入し、鍵を借用する。

室内では、体育館シューズを使用する。

使用後は、清掃・戸締まりをして消灯を確認する。鍵は体育準備室まで戻し、使用簿に記入する。

### 3 シャワー室の利用

部活動時以外では利用できない。

使用をする部活動は顧問教員を通じて、体育科の教員に許可を受けてから使用する。

使用の前後は、教員がボイラー室内のガス・水道の元栓を確認し、開錠・施錠する。

使用后、シャワー室の扉は必ず施錠する。

### 4 プールの利用

授業・部活動時以外では利用できない。

### 5 その他の体育施設利用

体育科の教員に許可を受けてから使用する。

(体育備品・器具・用具を含む)